

介護老人福祉施設池辺 短期入所生活介護利用料金表(1日あたり)

令和8年8月1日現在

※地域加算含む

	項目	単位	金額(円)	備考
介護報酬に係る費用	要介護1	704	766	併設型ユニット型短期入所生活介護費
	要介護2	772	840	
	要介護3	847	922	
	要介護4	918	999	
	要介護5	987	1,074	
	要介護1	670	729	併設型ユニット型短期入所生活介護費 (同じ事業所にて連続利用61日目以降の短期入所生活介護費)
	要介護2	740	806	
	要介護3	815	887	
	要介護4	886	964	
	要介護5	955	1,039	
加算項目	看護体制加算(Ⅰ)	4	5	常勤の正看護師を1名以上配置しているための加算
	看護体制加算(Ⅱ)	8	9	看護職員により病院等と連携して24時間連絡体制を確保し必要に応じ健康管理等を行う体制を整えている為の加算
	医療連携強化加算	58	64	看護職員による定期的な巡視及び、緊急やむを得ない場合の取り決め及び、急変時の医療提供の合意を得ている場合であって、厚生労働大臣が定める状態にあるもに対して介護サービスを行った場合の加算
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18	20	夜勤帯(17時～翌9時)における介護職員・看護職員の数が最低基準を1人以上上回っている為の加算
	若年性認知症利用者受入加算	120	131	若年性認知症の利用者を受け入れの際、個別で担当者を定め、サービス提供を行った場合
	送迎加算	184	201	自宅まで送迎を行った場合(片道)
	緊急短期入所受入加算	90	98	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所生活介護を緊急に行った場合
	機能訓練体制加算	12	13	常勤専従の機能訓練指導員を配置している為の加算
	療養食加算※1食あたり	8	9	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合
	在宅中重度者受入加算	413	450	利用者様が利用していた訪問看護を行う事業所に健康管理等を行わせた場合の加算
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	20	介護福祉士が60%以上配置されているための加算
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (※月1回算定)	10	11	介護現場における生産性の向上の取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するための加算
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	—	—	所定単位数に加算率17.6%を乗じた単位数
減算項目	長期利用者に対する短期入所生活介護	△30	△33	同じ事業所にて連続30日を超えて短期入所生活介護を受けている場合は、31日から60日目まで30単位が所定単位数から減算
居住費等	居住費(月額) (建設費用、光熱水費、修繕・維持費用)	2,760	第4段階の方	※各要介護度区分の支給限度基準額の単位を超えた場合、自費となる日の居住費及び食費は、減額証の有無に係わらず、第4段階の料金とさせていただきます。
		1,470	第3段階②の方	
		1,370	第3段階①の方	
		880	第2段階の方	
		880	第1段階の方	
	食費	350	朝食代	
		635	昼食、おやつ代	
		560	夕食代	
	※上記食費の負担限度額(月額)	1,545	第4段階の方	
		1,360	第3段階②の方	
		1,030	第3段階①の方	
		600	第2段階の方	
		300	第1段階の方	
その他費用	健康管理費 (インフルエンザ予防接種代等)	実費		
	薬価収載されていない医療材料費			
	理美容代			
	私物洗濯代 (外部業者に出すクリーニング代)			
	クラブ活動にかかる物品代			
	利用者の希望する日用品 (利用者が自ら持込む物品以外)			
	趣味・嗜好品、外注食の飲食代等			

※居住費等の利用者負担段階区分

- ・第1段階 生活保護を受給されている方、市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方で預貯金等の合計額が1,000万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額が2,000万円以下)の方
- ・第2段階 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円以下の方で預貯金等の合計額が650万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額が1,650万円以下)の方
- ・第3段階① 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間82.65万円超120万円以下で預貯金等の合計額が 550万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額1,550万円以下)の方
- ・第3段階② 市民税非課税世帯の方で公的年金等の収入額とその他の合計所得金額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超で預貯金等の合計額が500万円以下(配偶者がいる場合は夫婦の合計額1,500万円以下)の方
- ・第4段階 第1～3段階以外の方

介護老人福祉施設池辺 短期入所生活介護重要事項説明書

(令和8年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人怡土福祉会 介護老人福祉施設池辺
- ・開設年月日 平成19年1月1日
- ・所在地 神奈川県横浜市都筑区池辺町2194
- ・TEL 045-949-1851
- ・FAX 045-949-1852
- ・管理者名 施設長 片岡 兼一
- ・介護保険指定番号 (介護老人福祉施設1473800959号)

(2) 事業の目的と運営方針

社会福祉法人怡土福祉会が開設する介護老人福祉施設池辺(以下「施設」という。)が行う、指定短期入所事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者に対し、適切な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

施設は、短期入所生活介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、健康管理及び療養上のサービスを行う。

また、入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入所者及び家族のニーズを的確に捉え、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。さらに、明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
管理者	1人			管理・運営
医師		2人		医学的管理
生活相談員	3人			生活相談
管理栄養士	1人			栄養管理
看護職員	9人			看護業務
介護職員	15人	2人	2人	介護業務
機能訓練指導員	1人			機能訓練
事務員	1人			事務全般
その他の職員				

(4) 入所定員等

- ・ 定員 20 床
- ・ 施設のユニット数は 2 ユニットとする。
- ・ 各ユニットの定員は 10 名以下とする。
- ・ 災害等やむをえない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用できない。

2. サービス内容及び利用料その他の費用の額

(1) 日常生活上の援助

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練サービス

(4) 入浴サービス

(5) 食事サービス

朝食 8 時 00 分～ 8 時 30 分

昼食 12 時 00 分～ 12 時 30 分

おやつ 15 時 00 分～ 15 時 30 分

夕食 18 時 00 分～ 18 時 30 分

(6) 送迎サービス

(7) 相談・援助に関すること

(8) レクリエーション行事の実施

(9) 短期入所生活介護計画の作成

(10) その他入所者が適切なサービスを利用できる為の便宜の提供

- ・ 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護サービスを提供した場合、入所者から利用料の一部として、当該施設サービス費用基準額から指定短期入所生活介護サービスの額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- ・ 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- ・ 前項の支払を受ける額のほか、別紙利用料金表に掲げる項目については、別に料金の支払を受けるものとする。
- ・ 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対し事前に文書を交付して説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

3. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎範囲は以下の地域とする。尚、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではない。

(1) 都筑区、緑区、青葉区、港北区

4. 身体拘束の禁止

当施設は、サービスの提供にあたり、入所者本人もしくは他の入所者の身体に危険が生じるような緊急やむを得ない場合を除いて、入所者の身体を拘束することを行わない。緊急やむを得ず、入所者の身体を拘束する場合は、その状況・時間・方法等の詳細を書面等に記録し、閲覧に供する。

5. 高齢者虐待の防止

入所者等の人権擁護、虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 研修を通じて職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- (2) 職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が入所者等の権利擁護に取り組める環境整備に努める。

・ 行政機関への虐待相談窓口

横浜市健康福祉局高齢施設課 TEL : 045-671-3923

横浜市健康福祉局事業指導室 TEL : 045-671-2356

6. 協力医療機関

入院治療を必要とする入所者のために協力医療機関を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

(1) 協力医療機関

名 称：医療法人社団朝菊会クリニック池辺

住 所：神奈川県横浜市都筑区池辺町 2 2 1 8

診療科：消化器科、内科、肛門科、リハビリテーション科

(2) 協力医療機関

名 称：医療法人社団恵生会上白根病院

住 所：神奈川県横浜市旭区上白根 2 - 6 5 - 1

診療科：内科、外科

(3) 協力歯科医療機関

名 称：医療法人社団同仁会ワタナベ歯科医院

住 所：神奈川県横浜市都筑区中川 4 - 2 - 2 0

診療科：一般、小児、高齢者、障がい者、有病者、歯科口腔外科、インプラント
無痛診療、審美歯科

(4) 協力歯科医療機関

名 称：医療法人社団マイスター 藤が丘マイスター訪問歯科

住 所：神奈川県横浜市青葉区藤が丘 1-28-17BOX2 階

診療科：一般、歯科口腔外科

◇緊急時の連絡先

なお、緊急時の場合には「同意書」に記載のある連絡先に連絡するものとする。

7. 施設利用に当たっての留意事項

- ・入所者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。
- ・入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。
- ・入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り受診する。
- ・入所者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。
- ・入所者は施設内で次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- ・入所者は、サービスに係る利用料等を当該サービスを利用した月の翌月末日までに速やかに支払うものとする。
- ・入所にあたり入所者は施設と利用契約を締結する。契約の有効期限は要介護認定の有効期限と同じだが、入所用件が満たされていれば、自動的に更新する。
- ・入所者は、理由の如何を問わずいつでも契約を解除することができる。
- ・以下の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了する。
 - (1) 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護事業所等へ入所した場合
 - (2) 介護認定区分が、非該当となった場合
 - (3) 死亡または被保険者資格を喪失した場合
- ・以下の場合は、施設から通知の上契約を解除する。
 - (1) サービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いを催告したにもかかわらず10日以内に入金がない場合。
 - (2) 医療機関へ入院した場合。
 - (3) やむを得ず、施設を縮小または閉鎖する場合。
 - (4) 他の入所者に対し暴力行為等が見られ、共同生活を送ることが困難であると判断した場合。

8. 非常災害対策

- ・施設は、非常災害に備えて必要な設備（スプリンクラー・消火器・防火扉・非常用自動通報装置）を設け、防災、避難に関する計画を作成する。
- ・非常災害に備え、年2回程度、避難、救出その他必要な訓練等を行う。

9. 要望及び苦情等の相談

- ・施設は、提供したサービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、施設長、介護支援専門員、または担当生活相談員が受付窓口となり、事実関係調査の実施、改善措置、入所者又は家族に対する説明、記録の整備その他重要な措置を講じるものとする。

TEL : 045-949-1851 担当者 岩渕、會津、五味

10. その他

- ・当施設についての詳細は、パンフレットを用意致しておりますので、ご請求下さい。

介護老人福祉施設池辺短期入所生活介護利用同意書

介護老人福祉施設池辺短期入所生活介護を利用するにあたり、重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<説明者>

印

<利用者>

住 所

氏 名

印

<家族等>

住 所

氏 名

印

介護老人福祉施設池辺
施設長 殿

【緊急連絡先】

氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話・FAX・携帯	TEL : FAX : 携帯電話 :

【請求書送付先】

氏 名	(続柄)
住 所	〒
電話番号	